2023年度　神戸市中小企業ＤＸリーダー人材育成事業業務委託仕様書

１　業務名

　神戸市中小企業ＤＸリーダー人材育成事業業務委託

２　履行期間

　契約締結の日から2024年3月31日まで

３　神戸市中小企業ＤＸリーダー人材育成事業の目的・概要

　　市内中小企業のＤＸ推進を加速するため、ＩＴスキルの習得講習や企業の状況に応じた個別勉強会を通じて、企業内でＤＸを推進する役割を担うＤＸリーダー育成に向けた取り組みを行う。

　　ここでいう、ＤＸリーダーとは、企業内でＤＸを推進するプロジェクトリーダーとして、「翻訳者」の機能を持たせるため、市内中小企業において、事業とテクノロジーを結びつけることができる人材育成を目的とする。現場で起きている課題に気づき、さらにその解決策を発想し、神戸市中小企業お助け隊事業と協力して実際に解決できるような人材の育成を目指す。

４　本業務の進め方・考え方

（1）市内中小企業に寄り添った内容を目指すこと

　・中小企業の課題としてひとくくりにはできない、市内中小企業それぞれの課題は、個別に異なる性質のものであることに十分配慮すること。

　・本業務を進めるにあたり、神戸市中小企業ＤＸお助け隊との連携を図り、常時、市内中小企業や業界団体との状況やニーズをヒアリングし、市とも協議のうえ、業務を進めること。

　・現場の状況に応じた支援内容を実現するため、適材適所な人材の活用を目指すこと。

（2）成果が出るまでの計画策定と計画統制

　・参画企業において、支援を受けてから成果が出るまでのプロセスを考慮した業務とすること

（3）神戸市中小企業ＤＸお助け隊事業（以下、お助け隊事業）との連動性

　・主な参画企業は、お助け隊事業の伴走支援を受ける企業であると考えられるため、支援の進捗や

企業の状況について相互に情報共有を行うこと。

５ 業務内容

※ 各業務の仕様は、市の要求水準を示すものであり、提案事業者の創意工夫による代替手段でこれらと同等、またはそれ以上の効果が確実に見込まれる場合には、提案事業者提出の「企画提案書」の提案内容を妨げるものではない。

（1）業務計画

業務として、以下３点を進めること。

（Ａ）社内ＤＸプロジェクトを進める”プロジェクトリーダー“の育成に向けた研修会・勉強会

　　　ＤＸにおいて、最も重要なことである「経営課題」を的確に把握し、解決に導くことを念頭においた個別勉強会による研修会・勉強会を実施。

（Ｂ）企業ＤＸを進めるうえでのＩＴスキルの習得に向けた研修会・勉強会

参画の市内中小企業にとって、必須となる最低限のＤＸにつながるＩＴスキルの習得。経営課題との紐づけを中心とした研修会・勉強会を開催。

また、参画企業とって、ＤＸリーダーとして、役立つものとするため、ワーク等の手を動かすことができる研修を実施し、インプットだけでなく、アウトプットも含め「実践力」を高める研修・勉強会とする。

（Ｃ）参画企業のモチベーションを高めるコンソーシアム活動

コンソーシアム活動により参画企業同士の一体感を高める。

（2）実施内容

　① 時間設定

・上記（Ａ）～（Ｃ）について、参画企業のそれぞれの状況を鑑みて、少なくとも20時間の計画を立てて、実行すること。

・提案企画書にて、事業計画を立て、詳細について明記すること。

　② 企業への負担

・人材育成事業という観点から、参画企業に負担を求めること。

・神戸市への歳入としては、参加人数１名につき、25,000円（税込）とし、収入手法については市と協議のうえ決定すること。

　③ 本業務への参加者

・本業務の参加者は参画企業と協議のうえ、決定すること。

・原則は、企業経営者ではなく、各企業の業務・方針を理解し、デジタルを活用して、事業展

や業務効率化等に取り組みる人材であること。

④ 参画者の実践力強化

・参加者のＤＸリーダーとしての、ＩＴスキルと実践力を身に着けるため、参加企業の（Ａ）～（Ｃ）以外の活動も認めることとする。

　⑤ 実施時期

　　・契約締結後、速やかに業務計画をたて、2023年12月末までには参画企業を確定。

　　・上記（Ａ）～（Ｃ）及びその他の活動について、2024年3月末までに実施すること。

　　・市と協議のうえ、決定すること。

（3）実施手法

　① 相談窓口

　　・参画企業からの本業務に関する問い合わせや相談が受ける窓口を設置すること。

　　・設置時期は、参画企業の募集～2024年3月末までとする。

　② 参画企業の募集

　　・参画企業については、提案事業者により募集する。

・募集手法については、神戸市中小企業DXお助け隊と連携し、市と協議のうえ、決定すること。③ 人員配置

　　・人材登用については、市や中小企業の意見に基づき、弾力的に対応にすること。

　　・特に研修の講師等の参加者と接点をもつ者については、提案企画書にて提案を行うこと。

　　・市と協議のうえ、決定すること。

　④ 参画企業及び参加者へのサポート

　　・参加者等が、滞りなく本業務を受けられるよう、サポートを行うこと。

⑤ 関連団体との意見交換等に関する

　・本業務に関して、神戸市機械金属工業会や兵庫工業会、兵庫県中小企業家同友会等の関連団体から意見交換を求められた場合は、資料等を準備したうえで、出席すること。

（4）神戸市中小企業ＤＸお助け隊事業における展開

①事例報告会（成果報告会）での展開

　・神戸市中小企業ＤＸお助け隊事業において、年度末等に実施する報告会にて、提案事業者並びに参画企業から、本業務に関する報告を求めることとする。

②その他事業での展開

　・神戸市中小ＤＸお助け隊事業の発展のため、市から指示があった場合は、弾力的に対応を行うこと。

（5）次年度の展開に向けた調査

本業務の次年度の展開に向けた調査を行うこと。

　① 参画企業に対して、絶えず企業の生の声として企業状況や要望についてヒアリングを行うこと。

　② 以下内容が参画企業や参加者によって有意義なものになるか調査すること。

・ＤＸ展開へのデータ活用術

　　　初歩的なデータ分析・活用し企業が行う業務に反映

・中小企業診断士による経営指南

　　　企業におけるゼネラリストの育成

６　次年度事業業務への引継ぎ準備

　　次年度に向けては、本事業の継続事業については今年度の実績を検証し、改めて公募型プロポーザルを行う可能性が高いため、全ての業務における引継ぎ準備と対応を行う必要がある。

７　事業ＫＰＩの設定

（1）本事業の参画企業数　20社

８　業務完了報告書

（1）月次報告書

　【提出物】月次報告書　データ　体裁Ａ４版

　【納　期】2023年9月分から毎月末日

（2）業務報告書

　【提出物】業務完了報告書　2部及びデータ　図書の体裁Ａ４版

　【納　期】2024年3月31日（日曜）

９　業務上の留意事項

（1）受託業務の遂行にあたり、知り得た個人情報および秘密事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である市が提供する資料等を、開示することを委託者に通知することにより委託者の承諾を得た場合を除き、第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。

（2）業務遂行にあたっては、知的財産権等に十分留意すること。また、市の許可なく他の使用あるいは公表してはならない。業務に係る権利関係について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、成果物に係る受託者の著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、受託者および第三者が従前から保持する権利を除き、委託者に帰属、若しくは受託者は委託者に譲渡する。なお、受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権等を受託者が知り得る範囲で侵害していないことを保証する。

（3）当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をしてこれを処理すること。

（4）本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

（5）受託者の責により上記の留意事項に従わず、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じた時には、受託者の責任割合に応じた範囲で自己費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ受託者の責により委託者に何らかの損害を与えた時あるいは本業務委託契約に違反した時には、責任割合に応じた範囲でその損害を賠償するものとする。

（6）本業務委託の委託費用には、支援体制の整備に係る人件費の他、市が業務に必要と認める経費を含むものとする。事前に相談のない経費については、受託者で負担するものとする。

（7）業務の再委託について、受託者は、業務の再委託を行う場合は、事前に、本市に対し書面による承諾を得る必要がある。ただし、業務遂行にあたり、適宜協議のうえ必要かつ軽微とされる再委託をすることに関しては、再委託する業務内容を委託者に通知のうえ委託者の承諾を得た場合、省略することができる。なお、再委託を行う場合は、本業務の全部又は本業務の統括業務の再委託は行わないものとする。

（8）受託者の責めに帰することのできない事態の発生による履行遅延または履行不能については、受託者はその責を免れ、委託者は受託者に対し、受託者の業務進捗部分に応じた経費(準備人件費･印刷制作費など)を遅滞なく支払うものとする。また、委託業務にITシステム等の活用(オンライン開催利用その他の外部サービスの利用など)を含む場合、受託者は、当該ITシステム等に起因する障害その他ITシステム等の支障による不履行の責を負わず、受託者はITシステム等の環境利用に商業上合理的な努力を払うものとする。

（9）業務遂行にあたり、必要であると認められる場合、甲乙協議し、監査の内容等合意した範囲で、甲は乙の監査を行うことができる。なお、甲は乙の事務所内規則を遵守するものとする。

（10）本留意事項の特則につき、本業務において委託者と受託者間の他の定めによる疑義が生じた場合は、委託者と受託者が本留意事項をもとに協議により決定する。

10　問い合わせ先

住　所 ： 〒651-0087　神戸市中央区御幸通6丁目1番12号　三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局工業課　　　担当：熊木・加藤

電　話 ： 078-984-0340

電子メールアドレス ： kogyoka@office.city.kobe.lg.jp